

改正個人情報保護法の施行に伴う提出必要書類の追加について

令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律（いわゆる「改正個人情報保護法」）が施行されたことに伴い、事後審査時の提出書類が追加となりますので、お知らせいたします。

従来との変更点

着手時点から個人情報の委託が発生する工事（業務）については、事後審査時に「【様式1-1】個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書」を提出していただき、申出書に基づき個人情報取扱安全基準に適合しているかを確認いたします。具体的に遵守いただく内容については各工事（業務）の告示の際に設計図書に特記事項を付記し、その内容に準じるものとします。当該様式は水道局入札情報サービスの各種様式ダウンロードに掲載しております。

○対象案件

対象となる案件については、告示別表16「注意事項」欄に次のとおり記載します。

【記載内容】

※本工事（業務）は個人情報取扱事務であるため、事後審査書類提出時に「【様式1-1】個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する工事（業務）用）」を提出すること。

○事後審査時の提出書類

<従来<の提出書類>

- ア 同種工事施行実績書
- イ 同種工事の施工を証する書面
- ウ 配置予定技術者経歴書
- エ 特定共同企業体協定書
- オ 工事費等積算内訳書
- カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写
- キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- ク 組合員名簿

<変更後の提出書類>

- ア 同種工事施行実績書
- イ 同種工事の施工を証する書面
- ウ 配置予定技術者経歴書
- エ 特定共同企業体協定書
- オ 工事費等積算内訳書
- カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写
- キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- ク 組合員名簿
- ケ **【様式1-1】個人情報の取扱いに係る安全管理適合措置実施申出書**